



Client Alert アジア版

新型インフルエンザ(H1N1型): アジアにおけるパンデミック・リスクへの備え



新型インフルエンザ(H1N1型)の感染症例がメキシコ、カナダ、米国、英国、ニュージーランド、スペイン、そして日本でも125名の感染が確認され、徐々に感染が世界規模に拡大していること*を受けて、マーシュでは、懸念されるパンデミック(世界的大流行)への広がり企業がリスクや保険の分野でどのような影響を与えるかについて概要をまとめている。H1N1型インフルエンザウイルスは1918年にスペインかぜのパンデミックを引き起こし、世界中で5,000万人に及ぶ死者を出したと推定されている。

*WHO発表の感染確定数を参照 www.who.int/en

アジアは、2003年に発生した重症急性呼吸器症候群(SARS)から多くの教訓を学んだ。アジア地域の企業にとっては、新型インフルエンザによる影響を最小限に抑えるために事業継続およびリスクマネジメント計画を見直すことが重要である。

今回の新型インフルエンザは豚によく見られる症状であり、通常は感染した豚への接触機会の多い人だけが罹患する。ヒトからヒトへの感染は滅多にないものの、メキシコで最近発見された現在のウイルス型についてはヒトからヒトへの感染が確認されている。世界保健機関(WHO)はこのウイルスについて、これまで豚やヒトからは検出されたことのないA/H1N1の新型亜種であり、ヒトの間での感染を容易にしかねない変異種と説明している。

WHOは、警戒レベルをフェーズ5、すなわちパンデミックに認定されるひとつ手前の段階にまで引き上げた。警戒レベルの引き上げはパンデミックの可能性が増大したことを意味し、WHOは「パンデミックが差し迫っており、計画されている被害軽減対策の準備、伝達、実施の最終決定に至るまでにあまり時間がないことを示す強い兆候」とみなしている。

ウイルスがヒトからヒトへと簡単に感染することが証明され、WHOがこのまま警戒レベルを引き上げるなら、旅行や一部の物品の輸送が制限される可能性も出てくるだろう。

事業継続および危機管理への影響

事業継続や危機管理に影響を及ぼす緊急事態に備える手順や計画を持つ企業は多いが、従業員と一般市民に広範囲に影響を与える感染症の実情を十分にカバーしていない場合がある。過去数年にわたりパンデミック計画を準備してきた企業でさえ、計画を十分に応用させたり予行演習をする機会はなかったかもしれない。

公衆衛生の専門家によると、パンデミックは瞬間に拡大し、何カ月も蔓延し、世界人口の25%以上を感染させる可能性があるという。多くの企業は、重大なパンデミックのピーク時には従業員の最大75%が欠勤する恐れがあると考えている。

このリスクに対処するためには、状況をよく観察し、政府とWHOの勧告には特に注意を払うとともに、既存のパンデミック対策、事業継続計画および危機管理計画を点検し、場合によってはしかるべく修正する必要がある。

マーシュでは、企業の経営者がリスクマネジメント体制、人事規程やその他の対パンデミック指針、危機管理計画、情報伝達や共有の方法を見直すことが望ましいと考えている。企業はパンデミックの脅威に基づいて、これらの計画を更新する必要がある。さらに、今すぐ実行することが可能であり、取るべき予防的準備対策もある。

企業がただちに考慮すべき要点

- 出張規程、衛生・医学検診規程、ならびに、殺菌剤やマスク、その他の物資の提供を含め、抗ウイルス・ヘルスケア支援に関する規程を見直す。
- 職場内での感染リスクと病気の拡大を最小限に抑えるために、社会的隔離などの手段を確認する。
- パンデミックの脅威と企業の状況について在勤ならびに在宅従業員に対する継続的な情報提供の方法を再検討する。
- 人口密集地では、可能であれば適宜、従業員が在宅勤務できるような計画にする。
- パンデミックに直面した際に、ごく普通の市街地あるいは中心部での生活のために維持しなければならないプロセスがないか検討する。例えば、コールセンター、医療サービス、弱者層にとって不可欠なサービスなどが挙げられる。
- 危機の効果的な管理のために必要となる体制を見直す。これには、複数の事業継続計画をどのように実施するか、在宅勤務となる従業員数の著しい増加や市場・サプライチェーンの大幅な変化にどう対処するかといったことが含まれる。
- 危機管理および事業継続管理計画にパンデミックを想定したシナリオが含まれていることを確認し、可能であれば計画の演習を実施する。

事業継続の立案管理の重要なポイントは、感染リスクの軽減、事前措置による影響の最小化、広範にわたる情報伝達、欠勤のピークの最小化、インフルエンザ再発の可能性に備える計画の策定に置かれるほか、現地および世界市場の変化を反映するように事業活動とサプライチェーンを絶えず調整することに集中しなければならない。WHOが警戒レベルをフェーズ6（広範囲にわたるヒトへの感染）に引き上げた場合には以下が求められる。

- 出張、従業員の配置、社会的隔離および医学検診に関する規程、広範な周知・情報伝達計画およびプロセスに関する規程など、個々の状況に合わせたパンデミック対策を盛り込んだ危機管理計画。
- 従業員の大部分がパンデミックの影響を受けているか、受ける可能性がある場合に備えた交替要員または在宅勤務方針・計画。
- 従業員の健康状態を判定し、場合によっては、感染した従業員が出勤してきた場合に帰宅させるための特別な予防措置の実施に関する戦略。
- 死亡などで故人の家族や会社の同僚に与える感情面の影響に対処するためのプロセス。

- 顧客需要、労働力、原材料の供給またはエネルギー資源の減少に基づいた、秩序ある操業停止やサービス縮小のためのプロセス。
- 続行しなければならない中核業務に関する継続手続。
- 必需品、ビジネスサービス、製品の重要不可欠なフローを維持するための外部仕入先との協力体制およびプロセス。

保険への影響

アジアにおける新型インフルエンザの大流行の可能性は、規模や産業部門を問わず企業の保険プログラムに間違いなく影響を与えるだろう。次の表は、主な保険の種類、新型インフルエンザの大流行が補償に与える影響、そして問題に対処するためのアドバイスをもとめたものである。これは、あくまでも概要であり、個々の保険契約の内容は変わる可能性がある。

アジアにおけるパンデミック損失に対する保険と補償

<p>企業財物保険</p>	<p>企業財物保険でカバーされる財物の場合、保険事故による物理的損失または損害を被ることがなければ保険は発動されない。保険会社は恐らく、世界的流行病が保険対象となる土地建物に対する物理的損失または損害をもたらすわけではないと主張するだろう。さらに、汚染、カビ、疾病、公害による偶発事故に対する免責条項により、補償が外されることもある。</p>
<p>利益保険</p>	<p>財物の物理的損失もしくは損害の結果として営業活動が中断または一時停止された場合の逸失利益についてのみ補償される。</p> <p>一部の保険契約には、ヒトの感染症や伝染病の発生の結果として、所轄当局の命令による保険対象の土地建物の閉鎖や避難によって生じる損失に対し、限定的な補償を提供する裏書条項が含まれていることがある。経験上、関係当局による土地建物の閉鎖や避難の要求はなかったが、近隣で発生した疾病の影響により逸失利益が発生する機会が多い。一部の保険会社は、政府が出すパンデミック警報や類似の発表の対象となる疾病を補償から除外するかもしれない。</p>
<p>賠償責任保険</p>	<p>標準的な保険契約は、予期または意図しない出来事によって引き起こされた人身傷害および物的損害について、第三者に賠償する保険契約者の法的義務に対し、補償を提供する。契約条件を満たしていれば、標準約款に基づき世界的流行病に対して補償が提供されることもある。しかし、以下の重要な事項を考慮に入れなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 契約条件が被保険者に対し、合理的な措置を取り、かつ、法的権限または政府権限により課せられたあらゆる法的義務および規制を遵守するように要求していること。 ■ 一部の保険会社は、広義の文言で表現されている公害および汚染の免責条項の適用により、世界的流行病は補償から除外されると主張する可能性がある。
<p>労災保険</p>	<p>傷害または疾病に関する従業員に対する雇用主の法的責任は、従業員の雇用に起因し、かつ雇用中に生じたものでなければならない。労災保険契約に基づく補償の対象となるには、世界的流行病の感染リスクが職場での感染リスクだけによるものであることが証明されなければならないだろう。しかし、「無過失」補償制度が採用されているいくつかの国々では、何らかの補償を受けられる「場合」もある。</p>
<p>個人傷害&疾病保険</p>	<p>保険契約の条件を満たす、この段階において従業員に補償を提供する可能性が高い。しかし、契約更新時に状況が変わる可能性がある。以前の地域的・世界的な健康への脅威を受けて、一部の保険会社は、パンデミックに対する特別免責条項を盛り込んでいることに留意されたい。</p>
<p>出張保険</p>	<p>出張保険契約の条件が満たされている場合、従業員に補償を提供する可能性が高い。しかし、「個人傷害&疾病保険」の項目と同じような説明が当てはまる。</p>

[次ページへ続く](#)

**海外駐在員・外国人駐在員用
健康保険**

世界的流行病に関連する医療費は、保険契約の条件を満たす、この段階で補償される。しかし、契約更新時に状況が変わる可能性がある。現地で医療が受けられなかった場合は、緊急避難費用が補償されることもある。

経営者キーパーソン保険：

- 所得補償保険
- 生命保険 (死亡 & 重度後遺症障害)

保険契約に世界的流行病の免責条項が盛り込まれている場合、世界的流行病は補償から除外される。

上の表は本書発行時の現状に即したものであり、あくまでも指針を示すものです。保険会社および国・地域によって保険契約における補償条件が大きく変わることもあります。補償がどのように適用されるかを判断するにあたり、保険契約の全条項および裏書条項を詳細に検討する必要があります。具体的なニーズの検討や、さらに詳細な情報については、マーシュまでお問い合わせ下さい。

WHO世界保健機構、CDC疾病対策予防センター（米国）、厚生労働省、国立感染症研究所、外務省ならびに現地保健当局発表による最新情報をご確認下さい。

WHO世界保健機構 (英語)
<http://www.who.int/>

CDC疾病対策予防センター (英語)
<http://www.cdc.gov/h1n1flu/>

厚生労働省：新型インフルエンザ対策関連情報
<http://www-bm.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/index.html>

国立感染症研究所
<http://www.nih.go.jp/niid/>

外務省：海外安全ホームページ
<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

お問合せ 平賀 暁
03-5334-8227
satoru.hiraga@marsh.com

高田 裕美子
03-5334-8547
yumiko.takada@marsh.com

www.marsh.com
www.marsh-jp.com

Copyright 2009. All rights reserved.